

久喜市家庭ごみ・資源物収集カレンダー広告掲載取扱要綱

令和5年8月30日

告示第412号

(趣旨)

第1条 この告示は、家庭ごみ・資源物収集カレンダー（以下「カレンダー」という。）に有料で広告を掲載することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格等)

第2条 広告の規格及び掲載料金は、別表のとおりとし、カレンダーに掲載する広告の位置及び募集する広告の件数は、市長が別に定めるものとする。

(広告の掲載単位)

第3条 広告の掲載は、カレンダーの発行年を1単位とする。

(広告の掲載要件)

第4条 カレンダーに掲載することができる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 政治性のあるもの
- (2) 宗教性のあるもの
- (3) 風俗営業に関するもの及びこれに類するもの
- (4) 選挙に係るもの
- (5) 社会問題についての主義主張その他の意見広告
- (6) 個人又は法人の名刺広告
- (7) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- (8) その他広告として適当でないと市長が認めるもの

(広告掲載の申込み)

第5条 カレンダーに広告の掲載を希望する者（以下「申込者」という。）は、家庭ごみ・資源物収集カレンダー広告掲載申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 掲載しようとする広告の原稿
- (2) その他市長が必要と認める書類  
(広告掲載の決定等)

第6条 市長は、前条に規定する申込書が提出されたときは、内容を審査し掲載の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により広告掲載の可否を決定したときは、家庭ごみ・資源物収集カレンダー広告掲載（不掲載）決定通知書（様式第2号）により当該申込者に通知するものとする。

(掲載料金の納付等)

第7条 前条第2項の規定により、広告掲載の決定の通知を受けた者（以下「広告主」という。）は、市長の指定する日までに広告の掲載料金を一括して納付しなければならない。

- 2 広告の原稿の作成に係る経費は、広告主の負担とする。

(掲載料金の還付)

第8条 広告主から納付された掲載料金は、還付しない。ただし、広告がカレンダーに掲載されなかった場合において、広告主の責めに帰すべき理由がないときは、この限りでない。

(広告掲載の決定の取消し)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 広告の掲載に必要な原稿その他の資料を提出しないとき。
- (2) 第7条第1項に規定する期日までに、掲載料金を納付しないとき。
- (3) 広告の内容に偽りがあること又は不正の手段により広告掲載の決定を受けたことが判明したとき。

- 2 市長は、前項の規定により広告掲載の決定を取り消したときは、家庭ごみ・資源物収集カレンダー広告掲載取消通知書（様式第3号）により当該広告主に

通知するものとする。

(市長の免責)

第10条 市長は、前条第1項の規定による広告掲載の取消により広告主が受けた損害については、その責めを負わない。

(広告掲載の取下げ)

第11条 広告主は、自己の都合によりカレンダーへの広告の掲載を取り下げるときは、家庭ごみ・資源物収集カレンダー広告掲載取下書(様式第4号)により市長に届け出るものとする。

(広告主の責任)

第12条 広告主は、広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、カレンダーへの広告の掲載に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表(第2条関係)

規格	掲載料金
縦20ミリメートル 横70ミリメートル フルカラー 広告枠は実線で表記	20,000円
縦20ミリメートル 横150ミリメートル フルカラー 広告枠は実線で表記	40,000円

様式第1号(第5条関係)

家庭ごみ・資源物収集カレンダー広告掲載申込書

年 月 日

久喜市長 あて

所在地  
法人名  
代表者職・氏名  
(個人の場合は住所及び氏名)

家庭ごみ・資源物収集カレンダーへの広告の掲載について、久喜市家庭ごみ・資源物収集カレンダー広告掲載取扱要綱第5条の規定により下記のとおり申し込みます。

記

1 掲載を希望する広告の規格等

希望する規格等	規 格	件 数
<input type="checkbox"/>	縦20ミリメートル 横70ミリメートル フルカラー	件
<input type="checkbox"/>	縦20ミリメートル 横150ミリメートル フルカラー	件

2 広告の原稿  
別紙のとおり

3 その他添付書類  
別紙のとおり

様式第2号(第6条関係)

家庭ごみ・資源物収集カレンダー広告掲載（不掲載）決定通知書

年 月 日

様

久喜市長



年 月 日付けで申込のありました家庭ごみ・資源物収集カレンダーへの広告の掲載について、下記のとおり掲載（不掲載）の決定をいたしましたので、久喜市家庭ごみ・資源物収集カレンダー広告掲載取扱要綱第6条第2項の規定により通知します。

記

(掲載の決定の場合)

1 掲載を決定した広告の規格等

規 格	件 数	掲載料金	広告内容
縦20ミリメートル 横70ミリメートル フルカラー	件	円	別紙のとおり
縦20ミリメートル 横150ミリメートル フルカラー	件	円	別紙のとおり
合 計	件	円	

2 広告掲載の対象となる家庭ごみ・資源物収集カレンダーの発行年

3 掲載料金の納付期限

年 月 日

(不掲載の決定の場合)

不掲載の理由

様式第3号(第9条関係)

家庭ごみ・資源物収集カレンダー広告掲載取消通知書

年 月 日

様

久喜市長



下記のとおり家庭ごみ・資源物収集カレンダーへの広告の掲載を取り消したので、久喜市家庭ごみ・資源物収集カレンダー広告掲載取扱要綱第9条第2項の規定により通知します。

記

1 取消した広告の内容

規 格	件 数	広告内容
縦20ミリメートル 横70ミリメートル フルカラー	件	別紙のとおり
縦20ミリメートル 横150ミリメートル フルカラー	件	別紙のとおり
合 計	件	

2 取消年月日

年 月 日

3 取消理由

様式第4号(第11条関係)

家庭ごみ・資源物収集カレンダー広告掲載取下書

年 月 日

久喜市長 あて

所在地  
法人名  
代表者職・氏名  
(個人の場合は住所及び氏名)

家庭ごみ・資源物収集カレンダーへの広告の掲載について、下記のとおり取り下げたいので、久喜市家庭ごみ・資源物収集カレンダー広告掲載取扱要綱第11条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1 掲載を取り下げる広告の規格等

希望する規格等	規 格	件 数
<input type="checkbox"/>	縦20ミリメートル 横70ミリメートル フルカラー	件
<input type="checkbox"/>	縦20ミリメートル 横150ミリメートル フルカラー	件

2 掲載を取り下げる広告の原稿  
別紙のとおり

(広告掲載について決定を受けている場合)

3 決定通知の文書番号  
久 第 号